

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第122号

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

第7条の表変則勤務手当の款中央卸売市場第一市場業務課の農産品係又は水産品係に勤務する職員の項中「農産品係」を「農産品現場に勤務する職員」に、「水産品係」を「水産品現場」に改める。

第8条の表放射線取扱手当の款身体障害者リハビリテーションセンター、児童福祉センター総合療育所又は京都市立病院に勤務する診療放射線技師、診療エックス線技師又はエックス線の照射に直接従事する職員の項中「児童福祉センター総合療養所又は」を「児童福祉センター発達相談所診療療育課、」に改め、「京都市立病院」の右に「又は京都市立京北病院」を加え、同表保健医療業務手当の款京都市立病院管理課に勤務する職員の項中

「

緊急自動車の運転業務に従事したとき。	日額	250円
手術衣等の洗濯業務に従事したとき。	日額	200円

を

」

「

緊急自動車の運転業務に従事したとき。	日額	250円
--------------------	----	------

に改め、同款京都市立

病院臨床検査科に勤務する職員の項中

臨床検査技師が臨床検査、透析等の業務に従事したとき。	日額 130円
検査器材の洗浄業務に従事したとき。	日額 130円

を

臨床検査技師が臨床検査、透析等の業務に従事したとき。	日額 130円
----------------------------	---------

に改め、同款京都市立

病院看護科に勤務する職員の項を次のように改める。

京都市立病院看護科に勤務する職員	保健師が患者の精神相談業務に従事したとき。	日額 150円
	看護助手（専ら看護の補助業務に従事する職員をいう。以下同じ。）が看護の補助業務に従事したとき。	日額 130円
京都市立京北病院診療係に勤務する職員	理学療法士が患者の訓練業務に従事したとき。	日額 180円
	臨床検査技師が臨床検査業務に従事したとき。	日額 130円

京都市立京北病院看護係に勤務する職員	看護助手が看護の補助業務に従事したとき。	日額 130円
--------------------	----------------------	---------

第8条の表社会福祉業務手当の款身体障害者リハビリテーションセンター診療科に勤務する職員の項中「臨床検査業務に従事する職員」を「臨床検査技師」に、「当該業務」を「臨床検査業務」に改め、同款身体障害者リハビリテーションセンター看護科に勤務する職員の項中「専ら」を「看護助手が」に改め、「に従事する職員が当該業務」を削り、同款児童福祉センター児童相談所に勤務する職員の項中「相談課相談措置係長」の右に「及び支援課心理支援係長」を加え、「(支援課判定係長を含む。)」を削り、同款児童福祉センター知的障害者更生相談所に勤務する職員の項及び児童福祉センター総合療育所に勤務する職員の項を次のように改める。

	児童福祉司（発達相談課支援係長を含む。）が児童福祉法の規定に基づく業務に従事したとき。	日額 400円
	心理職員（発達相談課相談判定係長を含む。）が利用者の心理判定業務又はこれに付随する業務に従事したとき。	日額 130円
児童福祉センター発達相談所に勤務する職員	ケースワーカー（個別援助業務に従事する職員をいう。）が知的障害者福祉法の規定に基づく業務に従事したとき。	日額 400円

	理学療法士，作業療法士又は聴能訓練若しくは言語訓練の業務に従事する職員が利用者の生活指導又は療育の業務に従事したとき。	日額 180円
	保育士，福祉施設指導員又は心理職員（療育を担当する担当課長補佐及び担当係長を含む。）が利用者の生活指導又は療育の業務に従事したとき。	日額 130円

第8条の表社会福祉業務手当の款保育所に勤務する保育士の項中「保育所」の右に「(細野保育所を含む。以下同じ。)」を加え、同表変則勤務手当の款児童福祉センターの児童相談所又は青葉寮に勤務する職員の項中「児童相談所」の右に「，発達相談所」を加え、同款衛生公害研究所に勤務する職員の項の次に次の1項を加える。

	深夜看護業務に従事したとき。	1回 4,400円
京都市立京北病院看護係に勤務する	看護師，准看護師又は看護助手が正規の勤務として午後5時15分以降に1時間以上勤務したとき（深夜看護業務に従事したときを除く。）。	1回 150円

第8条の表備考2中「看護師」の右に「(京都市立京北病院にあっては，准看護師及び看護助手を含む。)」を加える。

第11条の表賦課徴収業務手当の款区役所又は区役所支所の区民部の市民税課，固定資産税課，課税課又は納税課に勤務する職員の項中「区役所又は」を「区役所若しくは」に、「又は納税課」を「若しくは納税課又は右京区役所京北出張所」に改め、同款区役所又は区役所支所の福祉部福祉介護課に勤務する職員の項中「区役所又は」を

「区役所若しくは」に改め、「福祉部福祉介護課」の右に「又は右京区役所京北出張所」を加え、同款区役所又は区役所支所の福祉部保険年金課に勤務する職員の項中「区役所又は」を「区役所若しくは」に改め、「福祉部保険年金課」の右に「又は右京区役所京北出張所」を加える。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(総務局人事部給与課)